

社団法人富山県専修学校各種学校連合会

定 款

定款規則施行

会 費 規 定

社団法人 富山県専修学校各種学校連合会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人富山県専修学校各種学校連合会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を富山市舟橋北町4番19号 富山県森林水産会館内におく。

(目 的)

第 3 条 この法人は、富山県内における専修学校各種学校教育の振興を図るため、専修学校各種学校教育に関する研究及び調査並びに会員相互の研修を行い、もって、学術文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) 専修学校各種学校教育に対する調査、研究
- (2) 専修学校各種学校教育に関する資料の収集
- (3) 専修学校各種学校教育に関する研究会及び講習会の開催
- (4) 専修学校各種学校教育に関する刊行物の発行
- (5) 専修学校各種学校教育の充実・振興を図るための啓蒙啓発活動
- (6) 専修学校各種学校の健全化を図るための融資
- (7) 専修学校各種学校の運営に関する調査、研究
- (8) 関係行政庁及び関係諸団体との連絡調整
- (9) 専修学校各種学校に関する功労者・教職員・学生生徒の表彰
- (10) 専修学校各種学校の教職員並びに学生生徒の福利厚生
- (11) その他この法人の目的を達するために必要な事業

第 2 章 会 員

(会員及び種別)

第 5 条 この法人の会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 富山県知事が認可した専修学校各種学校を設置する者又はその代表者でこの法人の目的に賛同し、本会則の規定に従い入会した者
- (2) 賛助会員 この法人の目的、事業に賛同し、この法人の事業を後援するため本会則の規則に従い入会した者

(入 会)

第 6 条 正会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 賛助会員になろうとする者は、理事会の承認を受けなければならない。
- 3 入会を認められた正会員及び賛助会員は、入会金及び会費（賛助会員については入会金を除く。）を納入しなければならない。

（入会金及び会費）

第 7 条 正会員は、総会において別に定めるところにより入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

（資格の喪失）

第 8 条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- （1）脱会
- （2）禁治産又は準禁治産
- （3）死亡又は失踪宣告
- （4）除名
- （5）廃校

（脱会）

第 9 条 会員で脱会しようとする者は、理由を付して脱会届を理事長に提出しなければならない。

（除名）

第 10 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の 4 分の 3 以上の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）会費を滞納したとき。
- （2）この法人の会員としての義務に違反したとき。
- （3）この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為のあったとき。

（権利の喪失と義務の履行）

第 11 条 脱会した者又は除名された者は、会員としての権利を失う。

この場合において、既納の入学金・会費及びその他の拠出金品は返還しない。

- 2 脱会した者又は除名された者は、脱会し、又は除名された後においても、在会中の義務を履行しなければならない。

第 3 章 役員及び職員

（役員）

第 12 条 この法人に次の役員を置く。

- | | |
|------|-------|
| 理事長 | 1 名 |
| 副理事長 | 3 名以内 |

常任理事	7名以内
理事	10名以上20名以内（理事長、副理事長、常任理事を含む）
監事	2名

（役員を選出）

第13条 理事及び監事は、総会において正会員及び学識経験者の中から選出する。

- 2 理事長、副理事長及び常任理事は、理事会において互選する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

（役員の職務）

第14条 理事長はこの法人を代表し、会務を総理する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたとき、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 常任理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事し、総会の議決事項を処理する。
- 4 理事は、理事会を組織し、この定款に定めるもののほか、総会の権限に属する事項以外の事項を議決し、執行に参画する。
- 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

（役員任期）

第15条 この法人の役員任期は、2年とする。ただし、補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任を妨げない。
- 3 役員は辞任又は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

（役員補充）

第16条 理事又は、監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、3ヶ月以内に補充しなければならない。

（役員解任）

第17条 役員で、この法人の役員にふさわしくない行為があった場合、又は特別の事情がある場合にはその任期中であっても、総会及び理事会の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

（役員報酬）

第18条 役員には、報酬を支給しない。

（名誉会長等）

第19条 この法人に名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与（以下「名誉会長等」という。）を置くことができる。

- 2 名誉会長等は、理事会の推薦によって理事長が委嘱する。
- 3 名誉会長等は、理事長の諮問に応じ会議に出席して意見を述べることができる。

(事務局及び職員)

第20条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置し職員として、事務局長1名及び書記若干名を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局長は、理事をもって充てることができる。
- 4 職員は、有給とし、事務局の組織、服務及び給与等は、理事会の決議を経て理事長がこれを定める。

第 4 章 会 議

(種 別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会に分ける。

(構 成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(機 能)

第23条 総会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
 - (2) 事業報告の承認
 - (3) 予算の決定及び決算の承認
 - (4) 重要な財産の処分
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項
- 2 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を審議し、議決する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (2) 総会に附議すべき事項
 - (3) この法人の秩序を保持するために必要な事項
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、総会の議決を要しない会務の執行に関する
と

(招 集)

第24条 会議は理事長が招集する。

- 2 会議を招集するには、会議を構成する者に対し、少なくとも5日前に会議の目的たる事項及び内容並びにその日時場所を示した、文書をもって通知しなければならない。ただし緊急を要する場合における理事会については、これによらないことができる。

(開 催)

第25条 通常総会は、毎年2回、会計年度開始前2ヶ月以内及び会計年度終了後2ヶ月以内に理事長が招集する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、正会員3分の1以上から会議に付すべき事項を示して請求のあったとき、又は、監事からその職務の必要に応じて招集の請求があったとき開催する。
- 3 理事会は、必要の都度開催する。
- 4 理事現在数5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、理事長は10日以内に理事会を招集しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選任する。

- 2 理事会の議長は、理事長とする。

(定足数)

第27条 会議は、これを構成する者の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

(議決)

第28条 会議の議事は、この定款に別段の定めのある場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない事由のため会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は別に定めるところによる代理人をして表決を委任することができる。この場合において前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 会議の議事は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
 - (2) 正会員又は理事の現在数及び出席者数
 - (3) 会議に出席した正会員又は理事の氏名
 - (4) 議事の事項
 - (5) 議事の経過及びその結果
- 2 総会及び理事会の議事録は、議長が作成し、議長及び出席者代表2名以上の署名押印の上、これを保存する。

第5章 専門委員会及び部会

(専門委員会、部会)

第31条 この法人に、専門委員会及び部会を置くことができる。

- 2 専門委員会の組織及び運営については、総会の議決を経て別に定める。
- 3 部会の組織、運営については、それぞれの部会においてこれを定める。

第 6 章 資 産 及 び 会 計

(資 産)

第 3 2 条 この法人の資産は、次に掲げるものより成る。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 補助金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金
- (6) 資産から生ずる果実
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第 3 3 条 この法人は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て定める。

第 3 4 条 資産のうち現金は、郵便局、銀行若しくは信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国債、地方債に換え保管するものとする。

(借入金)

第 3 5 条 この法人が、借入金をするときは、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

- 2 償還計画が2会計年度以上にわたる借入金をしようとするときは、前項の承認のほか富山県知事の承認を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第 3 6 条 理事長は、毎年度の事業計画及びこれに伴う予算書を年度開始前に理事会及び総会の議決を経て定めるものとする。

(事業報告、収支決算書及び財産目録)

第 3 7 条 この法人の事業報告、収支決算書及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を受け、年度終了後60日以内に総会の承認を得なければならない。

(事業計画、事業報告等の届出)

第 3 8 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算ならびに収支決算、事業報告は、理事会及び総会の議決を経て富山県知事に届け出なければならない。

(会計年度)

第 3 9 条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 7 章 定 款 の 変 更 及 び 解 散

(定款の変更)

第 4 0 条 この定款の変更は、総会において正会員の3分の2以上の同意を経、かつ、富山県知事の認可を得なければならない。

(解 散)

第41条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定による事由が生じたとき解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第42条 この法人の解散に伴う、残余財産は、総会において4分の3以上の議決を経て、かつ、富山県知事の許可を得、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第 8 章 雑 則

(委 任)

第43条 この定款の施行について必要な細則は、定款で定めるもののほか総会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

1. この定款は富山県教育委員会の設立許可のあった日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は別紙のとおりとし、その任期は第15条第1項の規定にかかわらず平成6年3月31日までとする。
3. この法人設立初年度の事業計画及び予算書は、第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. この法人の設立初年度の会計年度は、第39条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から、平成5年3月31日までとする。

附 則

この改正定款は、平成14年3月27日から施行する。

社団法人 富山県専修学校各種学校連合会
定 款 施 行 規 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、社団法人富山県専修学校各種学校連合会定款（以下「定款」という。）の規定に基づきその施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(入会申込書)

第 2 条 定款第 5 条第 1 号の正会員になろうとする者は、様式第 1 の入会申込書に該当事項を記入、押印し、社団法人富山県専修学校各種学校連合会理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

(脱会届)

第 3 条 定款第 9 条によって脱会しようとする会員は、様式第 2 の脱会届に該当事項を記入押印し、理事長に提出しなければならない。

(就任承諾書等)

第 4 条 定款第 1 2 条の役員が選任されたときは、様式第 3 の就任承諾書、様式第 4 の履歴書及び印鑑登録証明書を提出しなければならない。

(顧問及び参与)

第 5 条 定款第 1 9 条に定める名誉会長等の委嘱は、様式第 5 の委嘱状によるものとする。

(代理人)

第 6 条 定款第 2 9 条の代理人の範囲は、その正会員の学校に係る理事若しくは、校長又は校長代理の職にある者とし、様式第 6 の代理人届を理事長に提出したものとす
る。

附 則

この規則は平成 4 年 3 月 9 日から施行する。

社団法人富山県専修学校各種学校連合会会費規程

本会の会員の入会金並びに会費規程を次のとおり定める。

(入会金)

第 1 条 正会員の入会金は 100,000 円とする。

(会費)

第 2 条 正会員の会費は次のとおりとする。

納期	内 訳	金 額 (円)	備 考
前 期	均 等 割	15,000	
	専 修 学 校	10,000	
	学校法人立専修学校	150,000	
後 期	規模別 (学生数割)		学生数は当該年度 学校基本調査によ る。
	1～49人	18,000	
	50～99	24,000	
	100～199	48,000	
	200～299	72,000	
	300～399	96,000	
400人以上	120,000		

第 3 条 賛助会員の会費は次のとおりとする。

- (1) 法人及び団体 一口 20,000 円
 (2) 個人 一口 10,000 円

(入会金及び会費の納入)

第 4 条 正会員の会費の納入は年 2 回とし、5 月末までに前期会費を、10 月末までに後期会費を納入するものとする。

ただし、新規正会員は入会時に入会金及び 1 年分の会費を納入するものとする。

2 賛助会員の会費の納入は、年 1 回とし、5 月末までに納入するものとする。

附 則

- 第 1 条に規定にかかわらず、既設の学校で正会員になろうとする者は、平成 4 年度に限り、入会金は 11,000 円とする。
- 本規定は、平成 4 年 4 月 1 日より施行する。